

会員の皆様へ

株式会社ビューカード

ビューカード会員規約改定のご案内

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび貸金業の登録更新等に伴い、2015年12月2日より、会員規約を下記のとおり改定させていただきます。つきましては、誠にお手数ですがご高覧いただき、内容をご了承のうえ、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

現行	改定(案)
<p>第 18 条(期限の利益喪失)</p> <p>1 本人会員が次のいずれかの事由に該当したときは当然に期限の利益を失い、直ちに本規約に基づく一切の債務の全額をお支払いいただきます。ただし、(1)に該当した場合にはカードショッピング利用の債務、(2)に該当した場合にはカードキャッシング利用の債務にそれぞれ限ります。</p> <p>(1) 第 25 条及び第 26 条に定めるカードショッピングの支払いを遅滞し、当社から 20 日以上相当な期間を定めてそのお支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内にお支払いがなかったとき</p> <p>(2) 第 33 条及び第 34 条で定めるカードキャッシングの支払いを 1 回でも遅滞したとき</p> <p>(3) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止になったとき</p> <p>(4) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき</p> <p>(5) 破産、民事再生手続、特別清算、会社更生の申立てを受けたとき、又は自らこれらの申立てをしたとき</p>	<p>第 18 条(期限の利益喪失)</p> <p>1 本人会員が次のいずれかの事由に該当したときは当然に期限の利益を失い、直ちに本規約に基づく一切の債務の全額をお支払いいただきます。ただし、(1)に該当した場合にはカードショッピング利用の債務、(2)に該当した場合にはカードキャッシング利用の債務にそれぞれ限ります。</p> <p>(1) 第 25 条及び第 26 条に定めるカードショッピングの支払いを遅滞し、当社から 20 日以上相当な期間を定めてそのお支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内にお支払いがなかったとき</p> <p>(2) 第 33 条及び第 34 条で定めるカードキャッシングの支払いを 1 回でも遅滞したとき</p> <p>(3) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止になったとき</p> <p>(4) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき</p> <p>(5) 破産、民事再生手続、特別清算、会社更生の申立てを受けたとき、又は自らこれらの申立てをしたとき</p>

2 会員が次のいずれかの事由に該当したときは、当社からの請求により期限の利益を失い、直ちに本規約に基づく一切の債務の全額をお支払いいただきます。

- (1) 商品及び役務(以下「商品等」といいます。)の購入等が会員にとって営業のため、又は営業として締結するものである場合(業務提供誘引販売個人契約及び連鎖販売個人契約を除く。)で、本人会員が支払いを遅滞したとき
- (2) 会員が乗車券・定期券・指定券・宿泊券等(以下「乗車券類等」といいます。)及び商品の質入れ、譲渡、賃貸その他通常の用法を超えて当社の所有権を侵害する行為をしたとき
- (3) 会員が本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき
- (4) 本人会員の信用状態が著しく悪化したとき
- (5) 本人会員が会員資格を喪失したとき(割賦販売法の適用を受けるカードショッピング利用代金については除く。)

第 33 条(カードキャッシングの利用)

1 当社がその利用を認めた会員は、当社が定めるキャッシング利用可能枠の範囲内で、当社又は当社が提携している金融機関が運営している現金自動貸付機等(CD・ATM)にカードを入れ、登録された暗証番号を入力する等所定の操作をする方法により、当社から借入れを受けること(以下「カードキャッシング」といいます。)ができます。ただし、本人会員のお支払実績等を勘案し、当社は会員に通知することなく融資をお断りする場合があります。

(6) 債務整理のための和解、調停、裁判外紛争解決手続等の申立てをしたとき、又は債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が当社に到着したとき

2 会員が次のいずれかの事由に該当したときは、当社からの請求により期限の利益を失い、直ちに本規約に基づく一切の債務の全額をお支払いいただきます。

- (1) 商品及び役務(以下「商品等」といいます。)の購入等が会員にとって営業のため、又は営業として締結するものである場合(業務提供誘引販売個人契約及び連鎖販売個人契約を除く。)で、本人会員が支払いを遅滞したとき
- (2) 会員が乗車券・定期券・指定券・宿泊券等(以下「乗車券類等」といいます。)及び商品の質入れ、譲渡、賃貸その他通常の用法を超えて当社の所有権を侵害する行為をしたとき
- (3) 会員が本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき
- (4) 本人会員の信用状態が著しく悪化したとき
- (5) 本人会員が会員資格を喪失したとき(割賦販売法の適用を受けるカードショッピング利用代金については除く。)

第 33 条(カードキャッシングの利用)

1 当社がその利用を認めた会員は、当社が定めるキャッシング利用可能枠の範囲内で、当社又は当社が提携している金融機関が運営している現金自動貸付機等(CD・ATM)にカードを入れ、登録された暗証番号を入力する等所定の操作をする方法により、当社から借入れを受けること(以下「カードキャッシング」といいます。)ができます。ただし、本人会員のお支払実績等を勘案し、当社は会員に通知することなく融資をお断りする場合があります。

- 2 当社より日本国外でのカードキャッシングの利用を認められた会員は、当社が定めるカードキャッシングの利用可能枠の範囲内で、日本国外に所在する Visa、マスターカード社又は JCB と提携した金融機関においてカードキャッシングを行うことができます。~~なお、融資額は Visa、マスターカード社又は JCB が指定する現地通貨単位とします。~~ただし、本規約第 1 条に規定するカードのうち非接触 IC チップを内蔵したカードでは、日本国外の金融機関の窓口においてカードキャッシングを利用することは出来ません。

第 34 条(カードキャッシングの支払い)

- 1 国内におけるカードキャッシングによる融資金は 1 万円単位とし、1 回払い又はリボルビング払いのいずれかを、会員がカード利用の際に指定することができます。
- 2 「ビュー・スイカ」リボカードの支払区分は、前項にかかわらずリボルビング払いとします。
- 3 利息は、実質年率 18.0%を残債方式で日割計算し、融資日の翌日から返済日までの日数に応じた金額とします。利率は金融情勢の変動等により当社において改定させていただくことがあります。1 回払いの場合は利息を融資金とともに元利一括方式でお支払いいただきます。
- 4 会員がリボルビング払いを指定した場合は、会員があらかじめ選択した支払コースに基づき、元金及び利息の合計額を当社所定の支払期日にお支

- 2 当社より日本国外でのカードキャッシングの利用を認められた会員は、当社が定めるカードキャッシングの利用可能枠の範囲内で、日本国外に所在する Visa、マスターカード社又は JCB と提携した金融機関においてカードキャッシングを行うことができます。ただし、本規約第 1 条に規定するカードのうち非接触 IC チップを内蔵したカードでは、日本国外の金融機関の窓口においてカードキャッシングを利用することは出来ません。

第 34 条(カードキャッシングの支払い)

- 1 国内におけるカードキャッシングによる融資金は 1 万円単位とし、1 回払い又はリボルビング払いのいずれかを、会員がカード利用の際に指定することができます。なお、当社が提携している現金自動貸付機等(CD・ATM)を運営している金融機関の取扱い等により、特定の CD・ATM において利用できない取引があり、また CD・ATM の設置駅、店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。
- 2 国外におけるカードキャッシングの利用に関しては、Visa、マスターカード社又は JCB が指定する現地通貨単位を用いて貸付けを実行するものとし、お支払いは当社所定の為替レートを基準として日本円に換算した金額で、1回払いにて行うものとします。
- 3 「ビュー・スイカ」リボカードの支払区分は、前 2 項にかかわらずリボルビング払いとします。
- 4 利息は、実質年率 18.0%を残債方式で日割計算し、融資日の翌日から返済日までの日数に応じた金額とします。利率は金融情勢の変動等により当社において改定させていただくことがあります。1 回払いの場合は利息を融資金とともに元利一括方式でお支払いいただきます。
- 5 会員がリボルビング払いを指定した場合は、会員があらかじめ選択した支払コースに基づき、元金及び利息の合計額を当社所定の支払期日にお支

払いいただきます。

【お支払コース】

ご請求時の残高	5,000円 コース	10,000円 コース	20,000円 コース	30,000円 コース
1円～100,000円	5,000円	10,000円	20,000円	30,000円
100,001円～200,000円	10,000円	20,000円	40,000円	60,000円
200,001円～300,000円	20,000円	40,000円	80,000円	120,000円

【お支払い例】

10,000円コース、8月1日に50,000円ご利用の場合

*初回(10月4日)弁済金のお支払い(ご利用残高50,000円)

- (1) 計算期間 64日(8月2日～10月4日)
- (2) 利息 1,578円(50,000円×18.0%×64日÷365日=1,578円[小数点以下切捨て])
- (3) お支払い元金 8,422円(10,000円－1,578円=8,422円)
- (4) 弁済金 10,000円
- (5) お支払い後残高 41,578円(50,000円－8,422円=41,578円)

*2回目(11月4日)弁済金のお支払い(ご利用残高41,578円)

- (1) 計算期間 31日(10月5日～11月4日)
- (2) 利息 635円(41,578円×18.0%×31日÷365日=635円[小数点以下切捨て])
- (3) お支払い元金 9,365円(10,000円－635円=9,365円)
- (4) 弁済金 10,000円
- (5) お支払い後残高 32,213円(41,578円－9,365円=32,213円)

第2条(大人の休日倶楽部会員資格喪失時の取扱い)

会員は、大人の休日倶楽部会員の資格を喪失した場合、大人の休日倶楽部ジパングカード又は大人の休日倶楽部ミドルカードについても同時に退会す

払いいただきます。

【お支払コース】

ご請求時の残高	5,000円 コース	10,000円 コース	20,000円 コース	30,000円 コース
1円～100,000円	5,000円	10,000円	20,000円	30,000円
100,001円～200,000円	10,000円	20,000円	40,000円	60,000円
200,001円～300,000円	20,000円	40,000円	80,000円	120,000円

【お支払い例】

10,000円コース、8月1日に50,000円ご利用の場合

*初回(10月4日)弁済金のお支払い(ご利用残高50,000円)

- (1) 計算期間 64日(8月2日～10月4日)
- (2) 利息 1,578円(50,000円×18.0%×64日÷365日=1,578円[小数点以下切捨て])
- (3) お支払い元金 8,422円(10,000円－1,578円=8,422円)
- (4) 弁済金 10,000円
- (5) お支払い後残高 41,578円(50,000円－8,422円=41,578円)

*2回目(11月4日)弁済金のお支払い(ご利用残高41,578円)

- (1) 計算期間 31日(10月5日～11月4日)
- (2) 利息 635円(41,578円×18.0%×31日÷365日=635円[小数点以下切捨て])
- (3) お支払い元金 9,365円(10,000円－635円=9,365円)
- (4) 弁済金 10,000円
- (5) お支払い後残高 32,213円(41,578円－9,365円=32,213円)

第2条(大人の休日倶楽部会員資格喪失時の取扱い)

会員は、大人の休日倶楽部会員の資格を喪失した場合、大人の休日倶楽部ジパングカード又は大人の休日倶楽部ミドルカードについても同時に退会す

るものとします。

『本規約及び適用となる各特約をご承諾いただけない場合には、カードご利用前にカードを切断の上、当社までご返却下さい。』

【お問合せ・ご相談窓口】

- 1 商品等についてのお問合せ、ご相談はカードをご利用された箇所にご連絡下さい。
- 2 本規約についてのお問合せ、ご相談及び支払停止の抗弁に関する書面、ビューカードの入退会、お届け事項の変更、宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡下さい。
- 3 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問合せは下記にご連絡下さい。
- 4 紛失・盗難についてのお申し出はビューカード紛失・盗難デスク又は下記にご連絡下さい。

株式会社ビューカード ビューカードセンター（お客さま相談室）
〒141-8601 東京都品川区大崎 1-5-1 TEL 03 (6685) 7000

【カード発行会社】

株式会社ビューカード

〒141-8601 東京都品川区大崎 1-5-1

貸金業者登録番号: 関東財務局長(2)第 01472 号

個人情報の収集・保有・利用に関する同意条項

第2条(個人信用情報機関の利用及び登録)

- 1 本人会員及び本人会員として入会を申し込まれた方(以下併せて「本人会員

るものとします。

『本規約及び適用となる各特約をご承諾いただけない場合には、カードご利用前にカードを切断の上、当社までご返却下さい。』

【お問合せ・ご相談窓口】

- 1 商品等についてのお問合せ、ご相談はカードをご利用された箇所にご連絡下さい。
- 2 本規約についてのお問合せ、ご相談及び支払停止の抗弁に関する書面、ビューカードの入退会、お届け事項の変更、宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡下さい。
- 3 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問合せは下記にご連絡下さい。
- 4 紛失・盗難についてのお申し出はビューカード紛失・盗難デスク又は下記にご連絡下さい。

株式会社ビューカード ビューカードセンター（お客さま相談室）
〒141-8601 東京都品川区大崎 1-5-1 TEL 03 (6685) 7000

【カード発行会社】

株式会社ビューカード

〒141-8601 東京都品川区大崎 1-5-1

貸金業者登録番号: 関東財務局長(3)第 01472 号

個人情報の収集・保有・利用に関する同意条項

第2条(個人信用情報機関の利用及び登録)

- 1 本人会員及び本人会員として入会を申し込まれた方(以下併せて「本人会員

等」といいます。)は、本人会員等の与信判断、与信後の管理のために、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、以下「加盟信用情報機関」といいます。)及び当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」といいます。)に照会し、本人会員及び当該会員の配偶者の個人情報が登録されている場合には、割賦販売法第 39 条等により、本人会員等の支払能力の調査の目的に限り、それらを利用することに同意します。

- 本人会員等は、本人会員等の本規約に係る契約(以下「本契約」といいます。)に関する客観的な取引に基づく個人情報が、当社の加盟個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員により、本人会員等の支払能力を調査するために利用されることに同意します。

【登録情報及び登録期間】

項目	① 本契約に係る申し込みをした事実	② 本契約に係る客観的な取引事実	③ 債務の支払を延滞した事実
会社名			
株式会社シー・アイ・シー(CIC)	当社が個人信用情報機関に照会した日から 6 ヶ月間	契約期間中及び契約終了後 5 年以内	契約期間中及び契約終了日から 5 年間

※ 株式会社シー・アイ・シーと提携する個人信用情報機関の加盟会員により利用される個人情報は上記項目のうち「③債務の支払を延滞した事実」となります。

- 当社の加盟個人信用情報機関の名称、住所、連絡先及び加盟個人信用情報機関に登録される情報、ならびに提携個人信用情報機関は、以下に記載の通りです。また、当社が本契約の期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

等」といいます。)は、本人会員等の与信判断、与信後の管理のために、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、以下「加盟個人信用情報機関」といいます。)及び当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」といいます。)に照会し、本人会員及び当該会員の配偶者の個人情報が登録されている場合には、割賦販売法第 39 条等により、本人会員等の支払能力の調査の目的に限り、それらを利用することに同意します。

- 本人会員等は、本人会員等の本規約に係る契約(以下「本契約」といいます。)に関する客観的な取引に基づく個人情報が、当社の加盟個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員により、本人会員等の支払能力を調査するために利用されることに同意します。

【登録情報及び登録期間】

項目	④ 本契約に係る申し込みをした事実	⑤ 本契約に係る客観的な取引事実	⑥ 債務の支払を延滞した事実
会社名			
株式会社シー・アイ・シー(CIC)	当社が個人信用情報機関に照会した日から 6 ヶ月間	契約期間中及び契約終了後 5 年以内	契約期間中及び契約終了日から 5 年間

※ 株式会社シー・アイ・シーと提携する個人信用情報機関の加盟会員により利用される個人情報は上記項目のうち「③債務の支払を延滞した事実」となります。

- 当社の加盟個人信用情報機関の名称、住所、連絡先及び加盟個人信用情報機関に登録される情報、ならびに提携個人信用情報機関は、以下に記載の通りです。また、当社が本契約の期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

【加盟信用情報機関の名称及び連絡先】

会社名	住所・電話番号・ホームページアドレス
株式会社シー・アイ・シー(CIC) (割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 TEL 0570-666-414 http://www.cic.co.jp/

※ 株式会社シー・アイ・シーは、主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関です。同社の加盟資格、加盟会員企業等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。

※ 株式会社シー・アイ・シーの登録情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証の番号、本人確認書類の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名等、支払回数等契約に関する情報、年間請求予定額、利用残高、月々の支払状況及び延滞等支払状況に関する情報、支払停止の抗弁に関する情報となります。

【提携信用情報機関の名称及び連絡先】

株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関):主にクレジット事業・リース事業・貸金業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1

TEL 0120-441-481 <http://www.jicc.co.jp>

全国銀行個人信用情報センター:主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

TEL03-3214-5020 <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

第3条(個人情報の開示、訂正、削除)

- 1 会員等は、当社に対して、本人会員等は、当社に加え、第2条第3項に記載の加盟信用機関に対して、以下に定める区分に従って自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

【加盟個人信用情報機関の名称及び連絡先】

会社名	住所・電話番号・ホームページアドレス
株式会社シー・アイ・シー(CIC) (割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 TEL 0570-666-414 http://www.cic.co.jp/

※ 株式会社シー・アイ・シーは、主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関です。同社の加盟資格、加盟会員企業等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。

※ 株式会社シー・アイ・シーの登録情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証の番号、本人確認書類の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名等、支払回数等契約に関する情報、年間請求予定額、利用残高、月々の支払状況及び延滞等支払状況に関する情報、支払停止の抗弁に関する情報となります。

【提携個人信用情報機関の名称及び連絡先】

株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関):主にクレジット事業・リース事業・貸金業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1

TEL 0120-441-481 <http://www.jicc.co.jp>

全国銀行個人信用情報センター:主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

TEL03-3214-5020 <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

第3条(個人情報の開示、訂正、削除)

- 1 会員等は、当社に対して、本人会員等は、当社に加え、第2条第3項に記載の加盟個人信用情報機関に対して、以下に定める区分に従って自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

(1) 会員等は、当社が保有する自己に関する個人情報の開示を求める場合は、会員規約の末尾に記載のビューカードセンター(お客さま相談室)に連絡するものとします。開示請求手続き(受付方法、必要な書類等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社所定の方法(当社ホームページ等)によってお知らせしております。

(2) 本人会員等は、加盟信用情報機関が保有する自己に関する個人情報の開示を求める場合には、第 2 条第 3 項に記載の加盟信用情報機関に連絡するものとします。

2 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じます。

(1) 会員等は、当社が保有する自己に関する個人情報の開示を求める場合は、会員規約の末尾に記載のビューカードセンター(お客さま相談室)に連絡するものとします。開示請求手続き(受付方法、必要な書類等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社所定の方法(当社ホームページ等)によってお知らせしております。

(2) 本人会員等は、加盟個人信用情報機関が保有する自己に関する個人情報の開示を求める場合には、第 2 条第 3 項に記載の加盟個人信用情報機関に連絡するものとします。

2 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じます。

なお、会員規約全文をご希望の場合は、2015年12月2日以降に弊社ホームページ(<http://www.jreast.co.jp/card/rule/index.html>)をご覧くださいませようお願い申し上げます。

以上